

## 東松山都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・36 号月輪通線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・4・37 号大堀通線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3.4.36	月輪通線	滑川町月の輪七丁目	滑川町月の輪七丁目	滑川町月の輪七丁目	約 610m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 2箇所	—

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

滑川町の土地利用計画及び交通体系等を検討した結果、都市計画道路を本案のように変更し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ろうとするものである。